

○氏名 : 岩下 哲



US Professional Engineer ワシントン州への登録

1. はじめに

このほど Washington State Department of Licensing, Board of Registration for Professional Engineers & Land Surveyors (以下DOL と表記) への登録が完了し、正式にワシントン州のProfessional Engineer (Mechanical) となりました。National Council of Examiners for Engineering and Surveying (以下NCEES と表記) による日本でのPE 試験が実施されるようになってまだ日が浅いため前例に乏しく、試験に合格してから州への登録が完了するまでの手続きは手探りでしたので、他の方の今後の参考のために私のたどった道のりを紹介いたします。

2. 受験以降のおおまかな流れ

2007 年10 月 NCEES による米国PE 試験受験 (@東京)

2008 年1 月 合格通知受領、DOL に問い合わせ・Application フォーム受領

2008 年5 月 Application に記入・DOL へ提出

2008 年6 月 DOL よりLaw & Ethics Exam の問題を受領

2008 年7 月 Law & Ethics Exam の解答用紙をDOL へ提出

2008 年9 月 DOL よりCertificate 受領

3. PE 試験

2007 年10 月に、NCEES 主催の米国PE 試験がはじめて東京にて実施されました。私はこの試験を受験し、翌年1 月に無事合格通知を受け取ることができました。以前はオレゴン州のPE 試験を日本国内の米軍基地内などで受験できた時期もあったそうですが、同時多発テロ以降軍事施設内への民間人の立ち入りが規制(禁止)される等の影響により日本での受験はできなくなったと聞いています。オレゴン州のPE 試験の際には、受験手続き時に経歴およびPE 有資格者を含む数名の推薦状等が必要でしたが、NCEES 主催の試験にはそれらが不要になり、そのかわり試験合格後に各州に登録する際にその州のボードが要求する条件を満たし、書類を提出することになりました。(Attachment-1 参照)

4. DOL への問い合わせ

受験前から、合格した際にはワシントン州に登録すると決めていました(たいした理由ではないので理由は割愛)が、実際に登録手続きが可能かどうかわからなかったため、まずはDOL のウェブサイトを検索。なんらかのApplication と登録費用、それからLaw and Ethics exam にパスする必要があることはわかりました(Attachment-2 参照)が、具体的な手続きが明確にはわからなかったのでe-mail で以下の2 点を明記し、登録が可能であるかをDOL に問い合わせました。

・自分は日本に住む日本人であること

・米国の社会保障番号 (Social Security Number) を保持しないこと

実際、州によってはその州に居住していることやSocial Security Number があることを登録の条件にしていることがよくあります。そのあたりはThe Japan Society of Professional Engineers (以下JSPE と表現) が発行している「PE 試験受験TIPS」を参考にされるといいでしょう。私も願書を提出するころ (2007 年5 月頃) までは購入するつもりだったのですが、ちょうどその時期に2003 年版からの改訂が行われていたため、改訂されてから購入しようと思っていてタイミングを逸しました。2007 年6 月に改訂されたようです。また、The Japan PE/FE Examiners Council (以下JPEC と表記) のウェブサイトによると、日本在住者に対し「PE 資格登録申請を受け付けることを表明している」(米国在住を条件としない) 州として以下の4 州が挙げられていました (2008 年02 月06 日付)。知らずにワシントン州に登録しようとしていた私はそうとう運が良かったようです。

- ワシントン州：ワシントン州登録情報 (Attachment-3 参照) (2007.12 確認)
- オレゴン州：ワシントン州とほぼ同様 (2007.6 確認)
- サウスカロライナ州：ワシントン州とほぼ同様 (2007.5 確認)
- ワイオミング州：ワシントン州とほぼ同様 (2007.10 確認)

5. Application by Comity

Application には「Application by Exam」と「Application by Comity」の2 種類があります。DOL から「Application by Comity」を使用するよう返信がありました。ワシントン州在住であることやSocial Security Number については一切触れていなかったため必要無いのだと判断しました。

「Application by Comity」は9 ページからなるフォームで最初のページはインストラクションなので残りの8 ページに必要事項を記入して提出します。記入と提出は以下のようになります。

2 ~ 4 ページ：記入して登録費用とともにDOL へ送付

5 ~ 8 ページ：「by Applicant」の箇所に記入して推薦者へ送付 ⇒ 推薦者が必要事項記入してDOL へ送付

9 ページ：個人情報部分のみ記入してNCEES へ送付 ⇒ NCEES が必要事項記入してDOL へ送付

6. 個人情報&経歴概要 (2 ~ 4 ページ) + 登録費用 + 学歴証明書

住所・氏名・生年月日・学歴・職歴等を記入します。3 ページに「Engineering Reference」の欄があり、5名の紹介者が必要になります。少なくとも3 名は「registered professional engineer」であることが要求されますが、紹介状を書いてもらう必要は無く、住所・氏名とCertificate No.だけで良いとのことでした (念のためDOL に確認しました)。さいわい私の場合所属部門にPE の方が一人いらっしゃいましたので、所属部門からはその方、部長、直属のTeam Manager、の3 名と他部のPE の方でジョブやプロポーザルでご一緒したことのある方2 名に事情を説明し、快く承諾していただきました。

4 ページには自社名として1 行のみ記入しました。PE 試験の受験願書に「Record of Progressive Engineering Experience」として似たような内容を記入した際は社内での業務の変化を異なる「Employment」として分割して記入したので今回も同様な記述にするか迷ったのですが、結果的に1 行だけとしました。

登録費用はフォーム2 ページの右上に「Make check or money order payable to: State Treasurer, Send this application with your \$70.00 fee」とありましたので、郵便局で70USD 分の国際郵便為替を発行してもらいました（手数料を2000 円取られます）。このとき念のためWashington State Treasurer に「JAPAN INTERNATIONAL POSTAL MONEY ORDER」が換金できるかメールで確認しました。

私の場合、実務経験が8 年以上有りましたので学歴をカウントしてもらわなければならないのですが、所属部門のPE の方が資格を取られたのが2002 年なのを考慮するとPE の指導の下での実務経験はせいぜい5 年ということになりますので、念のため大学の卒業証明書を取りました。これら（アプリケーションフォーム、国際郵便為替、卒業証明書）をEMS（国際スピード郵便）でDOL へ郵送しました。EMS はDHL などと同様、ウェブ上で配達の詳細をチェックできる郵便局のサービスです。

7. エンジニアリング経歴詳細（5～8 ページ）

このフォームは「to be completed by applicant」の部分と「to be completed by experience verifier」の部分とにわかれており、前者を自分で記入して推薦者に送付し、推薦者は後者を記入して直接DOL に送付することになっています。私の場合には前述の所属部門のPE の方に推薦者になって頂きました。

6 ページの下半分と7 ページに8 項目にわたって経験要素を記述しますが、実はこれが何を書いたらよいのか良くわからずに時間がかかりました。項目を原文のまま以下に列挙します。

- Formulating conclusions and recommendations.
- Identifying design and/or project objectives.
- Identifying possible alternative methods and concepts.
- Defining performance specifications and functional requirements.
- Solving engineering problems.
- Interacting with professionals from other areas of practice.
- Effectively communicating recommendations and conclusions.
- Demonstrating an understanding and concern for energy/environmental considerations and sustainability of resources.

米国では大学を卒業して4 年程度の実務経験のエンジニアが取得する資格なのでここにたいそうな事を書かなくても支障は無いのですが、過去のジョブやプロポーザルでの経験を思い出しながらどうにか埋めました。ここを埋める作業にかかった時間が全ての作業の中で一番長いように思います。DOL の住所を書いた封筒と一緒に推薦者の方にお渡しして、推薦者の方が記入する欄に推薦の言葉等を記入いただき、DOL へ送付いただくようお願いしました。人事経由で書留扱いにて郵送されたと聞いています。

8. ライセンスおよび試験確認書（9 ページ）

住所・氏名・生年月日・e-mail アドレスを記入して、その他の必要事項を記入してDOL へ送付してほしい旨のレターを付けてエアメールでNCEES に郵送しました。受領通知も何もありませんでしたが、おそらく無事届き手続きしてくれたのだと思います。

9. Law & Ethics Exam

6 月上旬に上記6 のEMS を送付、それからしばらくしてDOL からLaw & Ethics Exam の問題冊子と解答用紙が送付されてきました。Eメールにて送付されてきましたので、6 月下旬に自宅に届き、長期出張中のためプロジェクト経由で手元に届いたのは7 月の上旬でした。この試験は25 問の4 者択一の「take-home exam」で、20 問以上正解すると合格です。不合格の場合には、合格するまで何度でも追加費用無しで問題・解答用紙が送られてくるようです。出題範囲は法規集の一部のようで、DOL のウェブサイトからダウンロード可能です。全部で43 ページですが、私が受けた試験問題ではそのうちの半分くらいに書かれている内容に限られていました。さすがに問題文と選択肢を見ただけでは解けない問題ばかりでしたが、とくに引っ掛け問題のようなものは無く、まじめに法規の内容を読めば20 問は正解できる問題だと思います。問題冊子と解答用紙を7 月中旬にEMS にて返送しました。

10. 登録完了の連絡

この時点ではまだ学歴評価の手続きが適正であったか、という点と、上記8 がNCEES からDOL に届いているかの2 点に若干の不安がありました。登録が完了した旨の連絡が8 月上旬にDOL から自宅に届きました。Certificate が手元に届いたのは前述のとおり長期出張中であったことも手伝って、9 月の中旬でした。思ったより簡素なCertificate で、むしろNCEES のCertificate (FE/PE 試験)の方が立派でした。「Application by Comity」の場合にはWall Certificate は発行されないようです。結局、州登録の完了までにはPE 試験の合格通知受領から8 ヶ月かかったこととなります。

11. PE Stamp

PE として図面等を承認するためにはスタンプが必要です。実際に使う可能性は当面全く無いのですが、ワシントン州の法規にも「All individuals licensed in accordance with chapter 18.43 RCW shall procure a seal/stamp that conforms to the design as authorized by the board. (WAC 196-23-010)」と明記されていますので購入することにしました。日本の判子屋に図柄を持ち込んで作ってもらうわけにもいかないだろうと思い、ウェブ上で探したところ、海外からの注文にも応えてくれそうなサイトを二つ見つけましたので以下に紹介しておきます。

<http://www.acormsales.com/static/pe/washington-engineer.htm>

<http://www.engineerseals.com/engineer-seals.php>

私の場合は最初に上の方のサイトで申し込んでみたのですがカード決済がうまくいかず、結局下のほうのサイトに注文しました。注文から10 日あまりで日本にも届くようです。

12. 不明点

他の方の参考にする際の不明点がありますので念のため追記しておきます。

上記6 項に記載のとおり、私の場合実務経験がDOL の要求する8 年を超えているため、日本の大学での学歴が評価に含まれていない可能性があります。実務経験が8 年未満で日本の大学での教育期間を実務経験として換算してもらう場合には、単に卒業証明書を添付しただけでは不足で、しかるべき第三者機関によって評価を受けその結果を添付する必要があるかもしれません。DOL が紹介している評価機関としては、

・Center for Professional Engineering Education Service

・American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers

があげられています。また、「Application by Comity」の中に

・NCEES engineering record

なるものが紹介されています。PE 試験受験の際にすでに大学の卒業証明書を提出し評価を受けているはずですので、すべての受験者はこの記録を利用できるのではないかと思いウェブサイトにアクセスを試みましたが、ID の箇所に受験番号を入力してもアクセスできず、あきらめました。この点はJSPE もしくはJPEC を通じて確認できたらと思います。

13.最後に

せっかくアメリカの「Professional」と銘打った資格を取得するのですから、もし何らかの思い入れのある州があるならば、たとえそれが周囲に先例が無い州で多少面倒であっても、ぜひ自分でBoard に連絡をとるなどで登録を試みてほしいと思います。業務多忙の合間を縫ってそうした手続きをするのは決して楽なことではないかもしれませんが、試験そのものの準備と比べれば必ずしも無理なことではないと思います。弊職の場合には結果的にJPEC で確認されている州への登録となってしまいましたが、今後チャレンジする若い人たち（に限りませんが）がさまざまな州のPE になっていくことを期待したいと思います。